

立科町合併 70 周年記念ロゴマークの使用に関するガイドライン

令和 7 年 8 月

(目的)

第 1 条 本ガイドラインは、別記の立科町合併 70 周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する際に必要な事項を定めることを目的とする。

(ロゴマークの使用に関する権利)

第 2 条 ロゴマークの使用に関する一切の権利は、町に属する。

(ロゴマークの使用期間)

第 3 条 ロゴマークの使用期間は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(ロゴマークの使用申請)

第 4 条 ロゴマークを使用しようとする者は、町に使用申請を行い、承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用申請の手続を省略することができる。

- (1) 放送局、新聞社、通信社その他の報道機関が報道を目的に使用する場合
- (2) 個人が営利の目的以外で使用する場合
- (3) その他、町長が認める場合

(使用申請の方法等)

第 5 条 前条第 1 項の規定により、使用承認を受けようとする者は、「立科町合併 70 周年記念ロゴマーク使用申請書」（別紙様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請を行った者（以下「使用申請者」という。）に対し、必要に応じ資料等の提出を求めることができる。

(使用承認等)

第 6 条 町長は、前条第 1 項の規定による使用申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、使用承認を行うことができる。この場合において、町長はロゴマ

ークの使用方法その他必要に応じた条件を付することができる。

- 2 町長は、前項に規定する使用承認を行った場合、「立科町合併 70 周年記念ロゴマーク使用承認書」(別紙様式第 2 号)により当該使用申請者へ通知するものとする。

(使用制限)

第 7 条 町長は、前条の規定にかかわらず、使用申請者のロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を承認しないものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するものと認められる場合
 - (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
 - (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (4) 自らの商標又は意匠として使用するものと認められる場合
 - (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める場合
- 2 町長は、前項に規定する使用承認をしない旨を決定した場合は、「立科町合併 70 周年記念ロゴマーク使用不承認書」(別紙様式第 3 号)により当該使用申請者へ通知するものとする。

(使用内容の変更等)

第 8 条 第 6 条の規定により使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、当該使用承認を受けた内容を変更しようとする場合は、あらかじめ「立科町合併 70 周年記念ロゴマーク使用内容変更申請書」(別紙様式第 4 号)を町長に提出し、使用内容の変更承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による変更申請があった場合は、その内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その変更を承認することができる。
- 3 町長は、前項に規定する使用内容の変更を承認する旨決定した場合は、「立科町合併 70 周年記念ロゴマーク使用内容変更承認書」(別紙様式第 5 号)により当該使用者へ通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第 9 条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークは、縦横の比率を変更しない範囲における大きさの変更を除き、一切の加

工を施さないこと。ただし、町長が認める場合はこの限りではない。

- (2) ロゴマークの使用にあたっては、使用承認（第8条の規定による使用内容の変更承認があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限ること。
- (3) 使用承認を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。
- (4) 第三者に使用対象物の製造等を委託する場合は、その委託先に対してもこの条の各事項を遵守するよう管理すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、各種の法令を遵守すること。

（使用料）

第10条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用承認の取消し等）

第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 提出した「立科町合併70周年記念ロゴマーク使用申請書」、「立科町合併70周年記念ロゴマーク使用内容変更申請書」の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (2) 第7条第1項の各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (3) 第9条の遵守事項に違反した場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が使用承認の継続が困難又は不適當であると認めた場合
- 2 町長は、前項に規定する取消しを行った場合は、「立科町合併70周年記念ロゴマーク使用承認取消通知書」（別紙様式第6号）により当該取消しを受けた者へ通知するものとする。
- 3 前項の規定により使用承認の取消しを受けた者は、使用承認取消の日からロゴマークを使用することはできない。
- 4 町長は、使用承認の取消しを受けた者に対して、使用承認の取消しを受けた使用対象物等について回収等の措置を請求することができる。
- 5 町長は、前3項の規定により、使用承認の取消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

（申請等の取下げ）

第12条 第4条、第5条及び第8条の規定により申請を行ったものは、その申請につい

て、「立科町合併 70 周年記念ロゴマーク使用申請取下げ届出書」(別紙様式第 7 号)を町長へ提出することで、当該申請を取り下げることができる。

(使用の非独占性等)

第 13 条 この要領による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用対象物等について町が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 14 条 町は、この要領による使用申請、使用内容変更申請ロゴマークの使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(賠償責任等)

第 15 条 町は、使用対象物の瑕疵その他ロゴマークの使用によって生じた損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【別記】

立科町合併 70 周年記念ロゴマーク

カラー（字あり）



カラー（字なし）



白黒（字あり）



白黒（字なし）



【別紙様式第1号】（第5条関係）

令和 年 月 日

立科町長 あて

住所または所在地

（法人名）

申請者（代表者）

立科町合併70周年記念ロゴマーク使用申請書

使用目的	
使用方法	※使用見本又は使用案を添付すること
使用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
備 考	

○連絡先（本申請又は各種調査に係る窓口）

氏名	
電話番号	
FAX 番号	
e-mail アドレス	

【別紙様式第2号】（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

立科町合併 70 周年記念ロゴマーク使用承認書

立科町長

令和 年 月 日付けで申請のありました立科町合併 70 周年記念ロゴマークの使用について、以下のとおり承認します。

申請者

住所・所在地	
申請者氏名	

承認するロゴの使用内容

使用目的	
使用方法	
使用期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
備 考	

【別紙様式第3号】（第7条関係）

令和 年 月 日

様

立科町長

立科町合併70周年記念ロゴマーク使用不承認書

令和 年 月 日付けで申請のありました立科町合併70周年記念ロゴマークの使用について、承認しないこととしましたので通知します。

不承認の理由

【別紙様式第4号】（第8条関係）

令和 年 月 日

立科町長 あて

住所または所在地
(法人名)
申請者（代表者）

立科町合併70周年記念ロゴ使用内容変更申請書

令和 年 月 日付け第 号で承認を受けました立科町合併70周年記念ロゴマークの使用について、下記のとおり内容の変更を申請します。

○変更内容（変更がある部分のみ詳しく記載）

	承認を受けている内容	変更をする内容
使用目的		
使用方法		
使用期間		
変更理由		

○連絡先

氏名	
電話番号	
FAX 番号	
e-mail アドレス	

【別紙様式第5号】（第8条関係）

令和 年 月 日

様

立科町長

立科町合併70周年記念ロゴマーク使用内容変更承認書

令和 年 月 日付け第 号で承認しました立科町合併70周年記念ロゴマークの使用について、下記の理由による内容の変更を承認します。

○変更内容

	承認を受けている内容	変更をする内容
使用目的		
使用方法		
使用期間		
変更理由		

【別紙様式第6号】（第11条関係）

令和 年 月 日

様

立科町長

立科町合併70周年記念ロゴマーク使用取消通知書

令和 年 月 日付け第 号で承認しました立科町合併70周年記念ロゴマークの使用について、下記の理由により承認を取り消しましたので通知します。

該当（○印）	不承認の理由
	提出した「立科町合併70周年記念ロゴマーク使用申請書」、「立科町合併70周年記念ロゴマーク使用内容変更申請書」の内容に虚偽があること（第11条1号）
	第7条第1項に該当するに至ったこと（第11条2号）
	第9条の遵守事項に違反したこと（第11条3号）
	その他、使用承認の継続が困難または不適當であること（第11条4号）

【別紙様式第7号】（第12条関係）

令和 年 月 日

立科町長 あて

（法人・団体名） 所在地

申請者（代表者）

立科町合併70周年記念ロゴマーク使用申請取下げ届出書

令和 年 月 日付けで申請しました立科町合併70周年記念ロゴマークの使用について、下記の理由により申請を取り下げます。

【取下げの理由】

--

○連絡先

氏名	
電話番号	
FAX 番号	
e-mail アドレス	